

兵庫県後期高齢者医療 保険料率等の改定について

2月3日に開催された兵庫県後期高齢者医療広域連合議会において、令和2年度・3年度の保険料率等が決定されました。

算定に際しては、医療給付費の増加等による保険料率等の大幅な上昇を抑制する趣旨から、前年度までの剰余金を積み立てた令和元年度末の給付費準備基金の残高見込額である123.9億円 全額が活用されています。その結果、一人当たり平均保険料年額の上昇幅は3,331円、4.05%の伸び率に抑えられています。

①保険料率及び賦課限度額

	改定後	現行	差引
均等割額	51,371円	48,855円	+2,516円
所得割率	10.49%	10.17%	+0.32ポイント
賦課限度額	640,000円	620,000円	+20,000円

②被保険者一人当たりの平均保険料年額 ※各種軽減適用後の数値です。

改定後	現行	差引	伸び率
85,517円	82,186円	+3,331円	4.05%

(参考)保険料増加抑制策を講じなかった場合

	改定後	現行	差引	伸び率
均等割額	55,156円	48,855円	+6,301円	11.71%
所得割率	11.42%	10.17%	+1.25ポイント	
一人当たりの平均年保険料額	91,811円	82,186円	+9,625円	

③低所得者への均等割額軽減判定に係る所得基準額

	5割軽減	2割軽減
現行	33万円+28万円×被保険者数	33万円+51万円×被保険者数
改定後	33万円+ <u>28万5千円</u> ×被保険者数	33万円+ <u>52万円</u> ×被保険者数